

平成25年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議議事録

日時： 平成25年8月27日（火）  
10時00分～11時57分  
場所： 市役所全員協議会室

議事次第

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 事務局自己紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 鎌倉市子ども・子育て会議の設置
- 6 鎌倉きらきら白書～平成24年度鎌倉市次世代育成きらきらプラン推進状況報告書～
- 7 点検の流れについて
- 8 子ども・子育て支援新制度について
- 9 （仮称）鎌倉市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 10 ニーズ調査について
- 11 今後のスケジュールについて
- 12 その他

〈会議委員〉

氏名	選出団体等	役職等	出欠
青柳 玲子	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	出席
秋山 定明	鎌倉市立中学校長会	鎌倉市立深沢中学校校長	欠席
大鐘 亜子	鎌倉市PTA連絡協議会	副会長	出席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長	出席
金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	出席
菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	出席
高 方子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	出席
阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	出席
佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	出席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	出席
新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学教授	欠席
杉山 直美	鎌倉保健福祉事務所	技 幹	出席
寺沢 桜	市民公募委員	-	出席
富田 英雄	鎌倉市保育会	会 長	出席
富田 美幸	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	欠席
中澤 純二	鎌倉市立小学校長会	鎌倉市立小坂小学校校長	出席
中村 邦彦	鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	出席
福田 弘美	まんまる保育室	室 長	出席
藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-	出席
堀田 絵里	市民公募委員	-	出席
松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授	出席

## 次第1 開会

### ○事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議を開始いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。会長選出までの議事進行を務めます、こどもみらい課長廣川正と申します。よろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、本来ならば市長の松尾崇よりご挨拶申し上げるところですが、本日所用により、ご挨拶できないため、相澤達彦こどもみらい部長からご挨拶申し上げます。相澤部長、よろしくお願いいたします。

### ○こどもみらい部長

みなさまおはようございます。こどもみらい部長の相澤です。松尾市長に代わりまして私の方からご挨拶させていただきます。

このたびは、お忙しい中、鎌倉市子ども・子育て会議委員を引きうけて頂き誠にありがとうございます。昨年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、早ければ平成27年4月に子ども・子育て新制度が開始という運びになっています。新制度では、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や、小規模保育所等への給付の創設、認定子ども園制度の改善、また、地域の実情に応じた子ども子育て制度の充実を行うことで、子育ての質・量の両面からの支援の充実をはかります。施行において、子育て従事者や関係者のニーズにしっかりと応えられる仕組みをつくっていく必要があります。この会議はこの新制度と従前までの次世代育成きざしプランの両方をご審議いただくため、前身の次世代育成支援対策協議会の委員構成を元に、認定子ども園の設置者、認可外保育施設設置者、放課後児童クラブ保護者会、また、労働者を代表する方を新たにお迎えしています。子どもの保護者、労働者の代表、子育て支援の当事者、学識経験者などさまざまな関係者にお集まり頂くことができました。会議では、今後実施するニーズ調査の結果から見込んだ教育・保育の量や各種基準、子ども・子育て支援事業計画についてご審議いただくこととなります。国の子ども・子育て会議が本年4月からすでに5回開催されていますが、国の動向を踏まえながら今年度・来年度の2か年度でさまざまなことを決めていかなければなりません。委員の皆様のご協力をぜひお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ○事務局

ありがとうございました。

皆さま方には本日、委嘱状をお手元にお配りをしております。また、昨年度、次世代育成支援対策協議会の委員として委嘱させていただいていた方には、解嘱状も合わせてお配りしております。お名前をご確認いただきまして、お納めくださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 次第2 委員紹介

### ○事務局

それでは、議事次第の2に入りまして、委員の皆様の紹介をさせていただきます。お手元

に資料2「鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿」をお配りしてございます。名簿順にご紹介させていただきますので、お手元のほうにご用意をお願い致します。

では、五十音順に、ご紹介をさせていただきます。鎌倉市保育園保護者連絡会 副会長の青柳玲子様。鎌倉市PTA連絡協議会副会長の大鐘亜子様。三浦半島地域連合執行委員長の岡崎俊博様。鎌倉市社会福祉協議会常務理事の金川剛文様。鎌倉市民生委員児童委員協議会主任児童委員の菊池順子様。認定こども園鎌倉みどり学園学園長の高方子様。かまくら子育て支援グループ懇談会代表の阪口泉様。鎌倉私立幼稚園父母の会連合会役員の佐藤まゆ子様。鎌倉市青少年指導員連絡協議会副会長の下山浩子様。鎌倉保健福祉事務所技幹の杉山直美様。市民公募委員の寺沢桜様。鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会の富田美幸様。続きまして、鎌倉市保育会会長の富田英雄様、鎌倉市立小学校長会鎌倉市立小坂小学校校長の中澤純二様。鎌倉市立幼稚園協会振興部長の中村邦彦様。まんまる保育室室長の福田弘美様。かまくら福祉・教育ネットの藤井博子様。市民公募委員の堀田絵里様。明治学院大学教授の松原康雄様。

なお、鎌倉市立中学校長会鎌倉市立深沢中学校校長の秋山定明様、神奈川県立保健福祉大学教授の新保幸男様からは、ご欠席のご連絡をいただいております。

本日、全委員21名中18名のご出席をいただいております。鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第3条第2項におきましては、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない、とされていますが、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第6条に規定する幹事として、関係各課の課長等にご出席いただいておりますので、ご報告をいたします。なお、各幹事の紹介は省略させていただきます。

### 次第3 事務局自己紹介

#### ○事務局

次第3として、事務局の自己紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局員あいさつ)

### 次第4 会長・副会長の選出

#### ○事務局

それでは、次に次第4当会議の会長・副会長の選出に移りたいと思います。

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第2条によりますと、委員の互選ということになっており、委員の皆様方におかれましては、委員の選出をお願いしたいと存じますが、どうかご推薦等ございますか。

#### ○金川委員

事務局が何か考えをお持ちでしたら、お考えをお伺いしたいと思います。

#### ○事務局

子ども・子育て会議の前身の鎌倉市次世代育成対策協議会では、平成16年度から委員長を松原先生、副委員長を新保先生にお願いしていた経過があります。

○事務局

皆さま、いかがでしょうか。

○金川委員

事務局のお話を伺いまして、私は事務局の考えでよいと思います。

○事務局

それでは、会長を松原先生に、本日ご欠席でございますが副会長を新保先生に引きうけていただきたいと思います。それではこの後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○松原会長

よろしくお願いたします。

私自信も鎌倉市民として、子育てをしてみりました。これから子育てをしていく方や、今子育てをしている方にとっても鎌倉がいいまちであるように、この協議会でご意見をいただきながらしっかりしたプランを作ってみりたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次第に沿って進めてみたいと思いますが、その前に、事務局から会議の運営について少しお諮りすることがあるとのことなのでよろしくお願いたします。

○事務局

本日の会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例に基づき開催いたします。委員の任期は、条例第3条に基づき平成27年3月31日までとなります。

また、子ども・子育て会議条例施行規則第8条で、運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める、となっております。本日皆様に決めていただきたいことがございます。

本日お席に置かせていただいた書類のうち、右上に、鎌倉市役所という楕円の印が押してある書類をご覧頂きたいと思います。これは、鎌倉市こどもみらい部長と鎌倉市子ども・子育て会議あてに提出のあった提案書でございます。このような提案書は今後も提出されることが見込まれますので、取扱いについてここで決めていただきたいと考えています。

○松原会長

はい、ありがとうございます。中身をざっとお読みいただいて、この会議の中身についてのご意見もありますから、後でお諮りすることもあるかと思いますが、これから傍聴の方に入って頂く前に皆様のご意見を頂いて決めなければならないことがあります。

まず一点は、傍聴席から発言の希望があった場合は、委員長の許可の元を実施できるよう配慮してほしい、という点と、ユーストリームを使ってこれを中継してほしい、というご意見があります。施行規則8条では会長がこの会議に諮るということになっていますので、ここの部分について、まず皆様のご意見を頂きたいと思います。

基本的に会議全体は公開ということになっておりますので、この後傍聴の方にお入り頂く

ことになることになるとと思いますが、その方の中にカメラを持ってきて中継をすることを認めるかということ、入ってきた方の発言を認めるかということですが、通常公開した場合には議事録を公開します。もちろん傍聴することもできます。議事録についてはそれぞれの発言自体は日本語としてきちんと整理して発言はしておりませんので、事務局の方で整えていただくんですけども、その時、言い間違いだとか思い込みとかを訂正するというプロセスを発言者の責任においてしていただいておりますので、オンタイムでは流れてはいかないのがあります。そういうことであるとか、どういう形で想定できるかは別として、プライバシーに関わる発言がフツと出てきてしまうことがあり得ると思います。それが、議事録という形態をとらないでオンタイムで流れますと、個人名がずっと流れて行ってしまうということがあります。実は国はユーストリームで中継をしているんですけども、私個人としてはそういう課題が少しあるのかなということ。また、確か国はカメラを何台も入れて、誰か一人のところカメラが集中することが無いようにしていますが、この会議では、多分そういう設備ということではなくて、どなたか個人的にカメラを持ってお入りになり、鎌倉市の方で一台準備して配信していくという形になって、なかなか公平に中継できるかという懸念もあります。これはわたくしの個人的見解ですが、いや、それでも国がやっている通りに中継してもいいんじゃないかというご意見を頂いて、そのように決定するというのもこの段階でできます。

まず、オンタイムで中継をするという点についてご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○岡崎委員

国がリアルタイムで中継するという意味は広域性を持った中でのオープンですけども、やはり鎌倉市のような地方自治体、ある意味狭い所で、そういう発言が流れた場合には、どこそこの誰々と特定されて、発言がしづらくなるのではないかと思いますので、リアルタイムということは、私の個人的意見としては、今回は見送っていただければと思います。

#### ○藤井委員

私も岡崎委員と同意見ですけども、私たちは一般人ですので、なかなか真意が伝わりかねるところもあると思いますし、やはりおっしゃったように顔や発言がリアルタイムでオープンになってしまうと、言いたいことが言えなくなってしまうということもあるかと思いません。

#### ○富田英雄委員

私は保育園に所属していますので、ケースによっては施設名や個人名を出さなくても、見る人によっては内容がよくわかることがあって、発言を控えざるをえなくなるということが心配なので、お二人の意見に賛同でございます。

#### ○松原会長

お三方のご意見を頂いて、あえて中継した方がいいぞという方がいらっしゃれば、そのご発言を伺います。よろしいですか。それでは、この点については今回はタイムリーに視聴できるという形でのオープンはしないという結論にさせていただきます。

それから、もう一つ上のほうの点ですが、会議というのは大体2時間という限られた範囲の中で開催されていきます。市民委員の方もお二人入っていただいていますし、こういう形でのご意見を頂くことや、それから後ほど事務局でご説明があると思いますが、地域ごとの集会を計画されていて、きめ細かに意見聴取できるということもあると思います。傍聴席の方から発言が続きますと、皆様方、委員の方達の発言の時間も無くなっていくということで、ご遠慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この二点は確認して、基本的には議事録等を公開するという形で、あとは、傍聴も認めるという形で公開性を担保したいと思います。

ありがとうございました。それでは傍聴の方に入って頂きましょう。

(傍聴者入室)

#### ○松原会長

それでは、鎌倉市子ども・子育て会議を開始したいと思います。

その前に、傍聴席の方にお知らせいたします。この会議が始まる前に、提案書を頂いています。たくさん貴重なご提案を頂いているんですけども、この会議の運営に関する事項について、二点、委員の方にお諮りを致しました。まず、傍聴席からのご発言についてですが、ご遠慮いただくということが決まりました。もう一点、ユーストリームなどを使って、タイムリーに視聴できるようにオープンにするという、オープンの仕方についてのご提案がありましたけれども、ユーストリームによる動画配信を行わないことにいたしましたので、お知らせをいたします。その他は、事前に配布をしております「鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴される皆様へ」をご確認いただいて、記載事項をお守りいただきますようお願いいたします。頂いた提案書の中身について、その他のところは今日の会議のなかで取り上げていきたいと思います。

それでは、事務局の方に、まず資料確認をお願いいたします。

#### ○事務局

資料の配布が遅くなり、申し訳ございませんでした。

では、まず資料の1から10までは事前にお送りさせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

次に本日お配りしました資料の確認をお願いいたします。次第が1枚ございまして、

資料8：基本指針の主な記載事項（抜粋） こちらについては、事前に配布させていただいたところですが、一部のページが抜けていたため、本日差替えさせていただきます。申し訳ございません。なお、本日お配りした資料8については、資料番号に色づけをさせていただいております。

次に資料11：子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

資料12：補足資料

資料13：ニーズ調査サンプル数

資料番号なし：かまくら子育てナビきらきら

参考としまして、鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴される皆様へを配布させていただいて

おります。

この他にお持ちいただくようお願いいたしました、冊子の『次世代育成きらきらプラン（後期計画）』になります。お手元に不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

## 次第5 鎌倉市子ども・子育て会議の設置について～

### ○松原会長

それでは、資料に不足がなければ、次第に沿って、次第5「鎌倉市子ども・子育て会議の設置について」というところから始めたいと思います。

事務局から説明をお願いしたいと思います。

### ○事務局

それでは、資料5をご覧ください。一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24年8月22日に、子ども・子育て支援法が公布されました。

資料の裏面の中ほど、第7章をご覧ください。第77条には市町村等における合議制の機関の設置努力義務について規定されており、これに基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、鎌倉市子ども・子育て会議を設置致しました。

資料6の5ページをご覧ください。子ども・子育て会議の意義・役割についてまとめてあります。左側の枠の真ん中「子ども・子育て支援法による義務」に記載しているとおり、子ども・子育て会議の具体的な役割は、鎌倉市が、特定教育・保育施設、これは、本市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「認定こども園」「幼稚園」「保育所」のことであります。また、特定地域型保育事業、これは、本市が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する「家庭的保育」「小規模保育(定員19人以下)」「居宅訪問型保育」及び「事業所内保育」のことであります。これらの利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際に、意見を述べるなどして、鎌倉市における子ども・子育て支援施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保していただくというものです。

鎌倉市子ども・子育て会議での主な検討・審議内容については、右側の表の2つ目のマルのとおりで、先ほどご説明した計画策定、利用定員設定や新制度の仕組みづくり、保護者負担のあり方、また、次世代育成きらきらプランの進行管理等となります。

今後は次世代育成きらきらプランの推進もこの会議にお諮りしていくため、子ども・子育て会議の設置に合わせ、次世代育成支援対策協議会は廃止致しました。

会議の設置条例、施行規則については資料1のとおりです。条例の第2条には、組織について記載しており、会議は委員22人以内をもって組織すること、また同条第2項に掲げる者のうちから、市長が委員を委嘱することとしています。

次に資料2をご覧ください。鎌倉市子ども・子育て会議の委員一覧です。基本的に次世代育成支援対策協議会での構成を基に、子ども・子育て会議委員として委嘱させていただきましたが、より幅広い関係者にご参画いただけるよう、「認定こども園設置者」「認可外保育施設設置者」「放課後児童クラブの保護者」を追加するなど致しました。また、市民委員については、昨年度、次世代育成支援対策協議会では1名欠員となっていたことから、この度1名の公募を行ったところ、4名の方からご応募いただき、過日選考委員会にて寺沢桜さんを選

考し、本日委嘱させていただいております。

以上です。

○松原会長

ありがとうございました。この会議の位置づけについてと、次世代育成支援対策協議会との関係について説明していただきました。

ご質問はありますか。

(質問等なし)

## 次第6 鎌倉きらきら白書～平成24年度鎌倉市次世代育成きらきらプラン推進状況報告書～

○松原会長

それでは、議事次第の6番目の「鎌倉きらきら白書」と次第の7番目「点検のながれについて」について、続けて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、次第6「鎌倉きらきら白書」、次第7「点検のながれについて」、について説明させていただきます。この白書は、『鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）』の推進状況をまとめたものになりますので、まず、『鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）』について簡単に説明させていただきます。

『鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）』の2ページをご覧ください。この「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」は、次世代育成支援対策推進法の第8条で市町村に義務付けられている「市町村行動計画」であり、また、「鎌倉市総合計画」及び他の関連計画との調和を保って策定されたものです。法が10年間に限られたものであることから、計画期間は10年間で、計画は5年ごとに策定することとされているため、平成17年度から平成21年度までの5年を前期、平成22年度から26年度までの5年を後期としています。鎌倉市でも、次の代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、平成17年3月に前期計画を策定し、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として、平成21年度までの計画を推進してまいりました。

そして、前期計画の最終年度である平成21年度に、これまで取り組んできた計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定しました。

後期計画の概要についてご説明いたします。24・25ページの施策の体系図をご覧ください。さきほどの基本理念の実現に向けて、3つの基本的な視点に立ち、6つの基本目標を設定しています。その基本目標を達成するための主要施策、その方向性が25ページにあるとおりとなっています。この体系図にあります、基本理念、基本的な視点、基本目標についての考え方は18ページから21ページに記載してございます。また、具体的な事業は、市の事業が183件、市民団体の事業が36件で合計219件の事業を、基本目標ごとに記載してございます。

戻っていただきまして、23ページをご覧ください。今後5年間に重点的に取り組むべきこ

とを「重点取り組み」として、待機児童の解消や、就労形態の多様化などに対応するための保育環境の整備、子育て家庭や子どもの居場所づくり、安全・安心を感じられる環境づくりの3点を挙げています。

先ほどご覧いただきましたが、再度25ページをご覧ください。一番下に※で記載していますが、重点取り組みを推進するための主要施策を「重点施策」として位置づけています。主要施策1-4、2-4、4-2、4-3、5-2がそれに当たります。この施策を横断的に取り組むことで推進を図っています。次世代育成支援対策推進法では、毎年、行動計画の推進状況を公表することを義務付けています。したがって、『鎌倉きらきら白書』はプランの推進状況を公表するための年次報告書として作成するものです。今回が後期計画策定後3回目の報告書となります。

資料3：『鎌倉きらきら白書 鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）平成24年度推進状況報告書（案）』をご覧ください。では、まず構成についてですが、目次をご覧ください。

第1章は、白書を読む方に、きらきらプランの概略を説明する部分になります。先ほど説明しました「鎌倉きらきらプラン」の趣旨や位置付け、計画の期間、計画の考え方、重点取り組み、計画の体系図を記載しています。

第2章では、計画事業の推進状況を、重点取り組みと基本目標に分けて掲載しています。

第3章は「現状分析」として、表やグラフなど、プラン推進の参考となるよう、資料を掲載しています。

白書の構成については以上の通りです。

次に白書の中心である、第2章についてご説明します。

平成22年度では、224事業が掲載されており、すべての事業を同列で表示すると相当のボリュームがあることから、平成22年度から平成26年度の後期計画で特に重点的に取り組むべき事業として位置づけました「重点取り組み」について、具体的に推進状況を報告します。

平成24年度の状況と、そのデータ等を掲載し、次年度である平成25年度の取り組みについて記載してございます。

10ページをご覧ください。こちらが、重点取り組みの平成24年度推進状況を記載した（案）となります。

まず、3つの重点取り組みの内の1つ、保育環境の充実に努めますについてです。待機児童の解消や、就労形態の多様化などに対応するための保育環境の整備について、重点的に取り組むべきこととして設定しています。平成24年度の推進状況としましては、保育園の新設や施設整備による定員数の増員を図り、平成25年4月1日時点で待機児童数が15人減となりました。表1で「認可保育所の定員数、入所児童数の推移」を記載しています。11ページには「待機児童の年齢別区分」と「後期計画策定時からの保育環境の推移と目標値」を記載しています。

ここで、先ほどご覧いただいた、「きらきらプラン」の86ページをご覧ください。このプランでは、計画の最終年度に計画全体や重点取り組みとしての進捗状況を点検・評価するために目標を設定しています。

86ページ中段に、重点取り組みごとの目標を設定しており、今説明しました「保育環境

の充実」については、ここで待機児童数をゼロにすることを最終的な目標として掲げております。もう一つの「特定事業の目標値」は前のページ85ページに記載しており、通常保育事業など個別の事業の目標値となっています。通常保育事業については、1,827人を26年度の目標値としていました。

資料3に戻りまして、11ページをご覧ください。この目標値は、後期計画の最終年度である平成26年度までに達成すべき目標値となっています。通常保育事業については、さきほどご覧いただいた、平成22年度計画策定当初に1,827人という26年度の目標値は23年度にすでに上回っていますので、26年度2,155人を目標とし、待機児童ゼロを目指していきます。

次に、12ページをご覧ください。重点取り組みの2としまして、「市民ニーズにあった居場所を整備します」では、子育て支援センターやつどいの広場の利用状況等について記載しています。

次に、14ページ「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」では、パトロールや防犯アドバイザーによる見守り活動等について記載しており、不審者事案件数を平成21年度から経年的に掲載しています。また、安心して産み育てる環境の整備としてティアラかまくらの運営状況を記載しています。さらに、一昨年より、放射能に関して、子どもたちへの影響を心配する声が多く寄せられたことから、子ども関連施設の放射線量の測定や給食食材の放射性物質の測定を実施し、結果をホームページで公表しております。給食食材の測定について、平成23年度は民間検査機関に委託して実施、もしくは簡易測定器・簡易測定キットによる測定を行っていましたが、平成24年度からは、山崎浄化センターで精密な放射性物質濃度の測定が可能な食品・環境放射能測定装置を使い実施しています。

平成25年度も、引き続き地域の防犯に努めるとともに、放射線量等の測定について情報提供をまいります。

以上で白書について説明を終わります。

## 次第7 点検のながれについて

### ○事務局

続けて、次第7「点検のながれについて」、続いてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

次世代育成きらきらプランについて、PDCAサイクル上の一連の流れの中で、白書を作成し、公表することで、チェック（点検・評価）を行います。

白書の作成にあたっては、各事業実施主体に3月末時点での24年度の実績調査をかせせていただきました。その結果をもとに、先ほどご説明した重点取り組みで推進状況の確認（チェック）をこどもみらい課で行います。

この会議終了後、頂いたご意見等を白書に反映させ、白書を完成させます。完成後は委員の皆様にお送りするとともに、公表いたします。

9月15日号の広報かまくらやホームページで市民の皆様にご公表し、それと同時に公共施設等で閲覧できるように白書を配付します。また白書のダイジェスト版を作成し、併せて配布します。ダイジェスト版の中には意見用紙を添付していきまして、広く意見を求めて今後の

プラン推進に反映させていきたいと考えています。

また、子ども・子育て会議の委員に協力していただき、各団体等に出向いて説明会等を行い、意見募集のお願いをいたします。

意見は集約後、市への質問等をまとめ、皆様にもご協力を頂き、その回答を公表いたします。

子ども・子育て会議での協議事項やいただいた意見等を元に、事業の見直し（アクション）を行い、次年度の事業へ反映します（プラン）。そして次の事業を実施（ドゥ）します。

これが一連の流れになります。

以上で説明を終わります。

#### ○松原会長

ありがとうございました。この部分は、私たち子ども・子育て会議が次世代育成支援対策協議会の役割を引き継いだ部分になります。すでにお読み頂いたと思いますが、きらきらプランを立てて、現在は後期計画が、きちんと進行しているか、状況の変化によって見直しをしなければいけない部分があるかということをご諮りすることになります。具体例で言いますと、3.11の震災の発生以降の放射線量の測定などは新たに入ってきた事項になります。あるいは、保育園の定員数などは当初から考えていたものをすでに超えていますので、拡充して人数が増えてきた部分になります。そういった点で、昨年度の推進状況を要点をかいつまんでご説明を頂きましたし、特に重点事業と、それから、この後、これから子ども・子育て会議として取り扱うべき、主として就学前児童あるいは小学校期の子どもに関する部分について事務局からの説明でした。

今のご説明を聞いて、あるいは推進状況報告書をお読みいただいてお分かりにならない点、ご意見があれば伺いたいと思います。

#### ○岡崎委員

方針を決める上で色々な背景をご説明いただいたわけですが、基本的には待機児童ゼロを目指すという大方針のもとに、通常保育事業の人数設定等をかき上げして設定するということが解ったんですが、例えば待機児童数を25年度も27を想定しているということを踏まえれば、横浜市がやっているみたいに、認可外施設との定員も合わせて出しているものなのか。こちらの表には認可保育所の定員が書かれていますが、通常保育事業の中に認可外も含めた上での検討なのかがわからないので質問させていただきます。

#### ○保育課長

保育課長の進藤です。

鎌倉市の通常保育事業については、認可保育園で整備していく見込みの数を示しています。鎌倉市の場合、神奈川県下の横浜市や川崎市のような政令指定都市以外のところについては、独自の制度を作って、保育園の運営を調整していくことがなかなか財政的にも難しい部分がございます。認可園として整備していく目標値として設定しているところでございます。平成27年度以降はまさに子ども・子育て会議として保育の必要量をこれから議論していただくことになってきますが、その中でも認可外の保育園は認可化に向かうという流れも出て

くるということでございますので、鎌倉市としては、通常保育事業については認可園の定員を増やしていくという計画でございます。

○岡崎委員

数値については理解しました。それでは、計画という意味では鎌倉市としては認可外との連携は想定はされていないということですかね。

○保育課長

現在、認可外で運営している保育施設も何園かございます。認可外の代表者もこの会議に参加していただいておりますので、認可外の在り方についても、この中で議論して方向性を決めていただきたいと思いますと考えています。

○岡崎委員

はい、承知しました。

○松原会長

他にいかがでしょうか。

この点については、来年度にかけてもご議論いただきたいと思いますし、代表の委員の方からもいずれご発言を頂きたいと思います。

## 次第8 子ども・子育て支援新制度について

○松原会長

それでは次第を先に進めさせていただいて、ここからが子ども・子育て会議として、我々が役割を果たしていく部分になります。

まず、どういう枠組みであるかのご説明をいただきたいと思います。次第8「子ども・子育て支援新制度について」のご説明を受けたいと思います。

事務局の方でご説明、よろしくお願いいたします。

○事務局

資料6「子ども・子育て新制度とは」をご用意ください。

子育てをめぐるのは、1ページ一番左の枠「現状と課題」欄に記載のとおり、「少子化の進行」や「結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状」「子ども・子育て支援の不足」「子育ての孤立・負担感の増加」「待機児童問題」「放課後児童クラブの不足」「30歳代で低い女性の労働力率」「制度・財源の縦割り」「地域の実情に応じた提供対策が不十分」などの現状があります。

このため、真ん中の「対応の方策」欄に記載のとおり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」などが求められています。

そのような現状を鑑み、国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を公布し、早ければ平成27年4月に子ども・子育て支援に係る新たな制度が施行されることとなります。

一番右の「対応の手法」欄のとおり、基礎自治体となる市町村が実施主体となり、ニーズ調査に基づき計画を策定し、給付や事業を実施します。また、国や都道府県は実施主体となる市町村を重層的に支える役割を担います。

費用負担は社会全体で行います。この新たな制度には、1兆円の財源が必要です。このため、消費税率の引き上げによる増収分の7千億円とその他の財源3千億円が充てられることとなっていますが、詳細はまだ決まっていません。政府の推進体制については、これまで幼稚園など教育に係る部分は文部科学省、保育や子育て支援に係る部分は厚生労働省など制度・財源の縦割りやばらばらだった推進体制を解消するため、平成27年4月に内閣府に子ども・子育て本部が設置されることとなりました。また、国では、平成25年4月に子ども・子育て会議を設置しましたが、市町村にも合議制の機関として地方版の子ども・子育て会議の設置が努力義務とされたため、鎌倉市でもこの度子ども・子育て会議を設置したものです。本日お配りさせていただきました資料11をご覧ください。国の資料から抜粋したもので、子ども・子育て支援の提供のイメージです。市町村は、子ども・子育て家庭の状況及び需要を把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定して、事業を実施します。

実施する事業の内容、新たな制度の全体像については、資料6に戻っていただき、2ページ「子ども・子育て支援制度の概要（法定の子ども・子育て支援事業全体像）」をご覧ください。制度は大きく分けると2つに分かれ、1つは左側「子ども・子育て支援給付」です。これは、幼稚園、保育所、認定こども園を通じ共通の給付を行う「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への「地域型保育給付」、そして「児童手当」です。児童手当以外については、就学前の子どもの教育・保育を保証するために「給付」制度が導入されるものです。

もう一つは表の右側「地域子ども・子育て支援事業」です。これは、表の右側に記載してあるとおり、全部で13の事業が対象となります。利用者支援、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今回法定の事業として新設されたものになりますので、事業名の後ろに「(新規)」と記載しています。それ以外については、これまで法定の事業として位置づけられていたものであり、鎌倉市ではすでに実施しています。

詳細は省略させていただきますが、事業内容等については、次世代育成きらきらプランに掲載しています。

本日配布させていただきました、資料12をご覧ください。

地域子ども子育て支援事業と、きらきらプランに掲載している事業番号を一覧にまとめたものです。本日資料3でお配りしたきらきら白書でご確認いただきますと、昨年度の推進状況もご覧いただけるかと思えます。

資料6の2ページにお戻りください。このページの左側の枠内の子ども・子育て支援給付のうち、児童手当以外の部分について、少し詳しく図示したものは、3ページのとおりとなります。

3ページをご覧ください。新制度により、給付対象となる施設については、右側の「給付対象」と記載の枠内のとおりです。上段には施設型給付、下段には地域型保育給付についてまとめています。どちらも、給付単価は公定で、国では平成26年度の早い時期にこの骨格を示すとしています。

先ほどの、資料12をご覧ください。下の図が公定価格のイメージで先ほどご説明したとおり、公定価格は平成26年度早期に国から骨格が示されます。給付対象となる幼稚園、保育所、認定こども園に通う子どもの保護者は、市で定める、所得に応じた保護者負担を納めていただくこととなります。また、納め方については、幼稚園や認定こども園、地域型保育施設については施設に直接、保育所については市に納めていただくこととなります。そして、公定価格と利用者負担の差額が施設型給付、もしくは地域型保育給付として支給されることとなります。

この給付費については、保護者に支給されたのち、保護者が利用する施設に支払うという流れが本来の趣旨ですが、その手続きを簡略化して、法定代理受領といい、施設は市から給付費の給付を受けることとなります。なお、保育所については、保育料は市で徴収しますので、これまでどおり運営に係る経費は、委託費として支払われることとなります。

資料6に戻っていただいて、4ページをご覧ください。施設型給付の流れについてご説明いたします。子ども・子育て支援新制度では、教育・保育の必要量の認定制度が導入されます。上の表の中をご覧ください。新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるよう、「保育の必要量の認定」が導入されます。認定区分は3区分あります。まず、3歳以上児と、3歳未満児に区分します。3歳以上児については、教育のみが必要なお子さんと、保育の必要性があるお子さんに分けられます。教育のみが必要なお子さんが1号認定児、保育の必要性があるお子さんは2号認定児となります。次に、3歳未満児のうち、保育の必要性があるお子さんは3号認定児となります。2号認定児と3号認定児については、保育を必要とする時間が長い、短いという分けも考慮されることとなります。3歳以上で教育のみが必要な1号認定児と、3歳以上で保育の必要性がある2号認定児のうち認定こども園に通うお子さんの利用や公費の流れについては、少し下に目を移していただき「利用・公費の流れ」の左側の枠内のおりとなります。

まず、①、利用者は市町村に認定の申請を行います。次に②、市町村から認定証を受け取ります。次に③、保護者はその認定証をもって、施設に直接入園を申し込み、施設は④のとおり入園の許可をします。次に⑤、保護者負担については、先ほど公定価格でご説明したとおり、市で定める所得に応じた金額を直接、施設に納めます。次に⑥、施設は、公定価格から保護者から直接徴収する利用料を除いた、施設型給付を市から法定代理受領する、という流れになります。なお、2号認定児のうち、保育所に通うお子さんと、3歳未満児のうち保育の必要性のある3号認定児についての流れは、右側の図のとおりで、利用者は入所の申込み及び保育料の納付を市に行い、保育所の運営費は、委託料として市から受領することとなり、大枠のしくみはこれまでと変わりません。

再度、資料11をご覧ください。これまで資料6を用いてご説明した内容については、子ども・子育て家庭の状況及び需要の調査・把握を行い、市町村子ども・子育て支援事業計画で計画的に整備していくこととなります。

計画の策定については、次の次第9でご説明いたします。以上です。

○松原会長

ありがとうございました。

この制度ではどうなるかというご説明を頂いて、一番大きいのは幼稚園の負担についても所得というのが入ってくるというのが大きな違いで。あとは色々なこの制度ができてくる間にすったもんだがあって、保育なんかは基本的には変わらないという結論にはなっています。消費税アップということが前提になって、この秋、国がどう判断するかということに係ってまいりますが、想定されているこの制度についてご質問があれば伺いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

## 次第9 子ども・子育て支援新制度について

### ○松原会長

それでは続きまして、次第9「(仮称)鎌倉市子ども・子育て支援事業計画の策定について」事務局からお願いします。

### ○事務局

先ほど、新たな制度の実施にあたっては、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する旨をご説明させていただいたところです。資料5「子ども・子育て支援法」をご覧ください。左側の中段より下の「第五章 子ども・子育て支援事業計画」の第60条には、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるものとする」とあります。

次に、右側の中段より少し上、第61条には、「市町村は、基本指針に即して5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」とあります。このため、当該基本指針に従い、計画を策定して参ります。

資料7「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」をご覧ください。計画策定の際に則していく「基本指針」についてご説明いたします。この基本指針については、平成25年8月6日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」により発出されたものになります。この指針案については、国の子ども・子育て会議にて議論されてきたもので、7月26日に開催された第5回の会議にて概ねの案がまとまったものです。今後、形式的に修正される予定ではありますが、こちらの案に即して計画を策定して参ります。

1ページに目次がありますので、ご覧下さい。基本指針は第一の部分で理念について、第二の部分で事業実施に関する基本的事項について、第三の部分で計画について、第四から六にかけては関係施策との連携について、という構成になっています。

1枚おめくりいただいて、6と書いてあるページをご覧ください。太字部分「三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」について2行目、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識が記載されています。

次に2段落目となる6行目から、「子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大き

な喜びや生きがいをもたらす、尊い営みである。したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと」とありますので、このような理念を共通認識し、計画の策定を進めて参ります。

指針はボリュームがありますので、概要について、資料8「基本指針の主な記載事項」で説明いたします。

資料8をご覧ください。1枚おめくりいただいて右横に3ページ書いてある、上の段をご覧ください。「一 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業に関する基本的考え方」マルの一番目、子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施と記載があります。マルの二番目には、市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体であり、地域住民の子ども・子育て支援の利用状況と利用希望を把握し「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成と記載されています。ここに記載のある「地域住民の子ども・子育て支援の利用状況と利用希望を把握」の部分については、ニーズ調査のことですので、のちほどご説明致します。五つ目のマルには、子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼で、下の4ページに移っていただき、質の確保・向上を図ることが重要で、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組みの推進等について記載されています。

5ページにお進みください。「一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本事項」には、一つ目のマル、すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成とあります。なお、計画期間は5年間とされています。二つ目のマルに記載されていることは、先ほどご説明したニーズ調査のこととなります。

下の6ページに移っていただいて、ここからは、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項のうち、必須記載事項となります。まず1に、教育・保育提供区域の設定とあります。市町村は、「量の見込み」すなわち目標値と「確保方策」すなわち提供体制を設定する単位として、区域設定をすることが記載されています。鎌倉市では、すでに行政区域が鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域あるため、この区域で地域設定をしたいと考えております。

次に「量の見込みと提供体制」についてです。これは大きく分けて二つあり、一つは2に記載されている「幼児期の学校教育・保育」について、二つ目はおめくりいただいて10ページの3に記載されている「地域子ども・子育て支援事業」についてです。これについては、次第8でご説明したファミリーサポートセンターなどの13の事業です。それぞれにおいて、量の見込みと提供体制について計画に記載することとなります。

お戻りいただいて、8ページの表をご覧ください。計画に記載するイメージです。市町村は区域、鎌倉市では、先ほどご説明したとおり、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域で設定したいと考えておりますが、この区域ごとに、ニーズ調査等を通して設定した量の見込

みに対応するよう提供体制の確保の内容及び実施時期を記載します。イメージの表は3年目までしか記載がありませんが、計画期間は5年間となっているため、この表が横に長くなるイメージです。

表の1年目の部分をご覧ください。計画の1年目には3-5歳の学校教育のみを必要とする人は300人、3-5歳の保育の必要性のありが200人、0-2歳の保育の必要性ありが200人とあります。下の段には、確保の内容が記載されており、0-2歳児については、認定こども園、幼稚園、保育所で80人確保し、地域型保育事業で20人確保するけれども、100人分の確保方策が不足しています。これが2年目には認定こども園等で150人、地域型保育事業で30人となるため不足が20人となり、3年目には不足がなくなるというものです。計画には、これらの記載が必須項目となっており、10ページから11ページにかけての地域子ども子育て支援事業、これは、先ほどご説明した13事業です、これも、同じような考え方で記載します。

12ページ、「4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」については、認定こども園を推進するため、記載する事項となっています。

同じページの漢数字の三の部分については、任意記載事項で、「1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保」、

13ページに移っていただいて「2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携」、具体的には、児童虐待防止の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援がある子どもの施策の充実などです、「3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」の3つがあります。なお、鎌倉市においては、次世代育成きらきらプランの内容も引き継いで計画を策定したいと考えております。

計画の策定にあたっては、まずニーズ調査により利用希望を把握する必要がありますが、これについては、次第の10で説明させていただきます。

#### ○松原会長

ありがとうございました。

この事業計画については、国で必ずこれは定めなさいという項目があります。その他に任意事項として付け加えることのできる部分があります。鎌倉市の場合には、次世代育成支援きらきらプランの内容も引き継いで策定するという事で提案されております。

この点について、ご質問・ご意見等があれば頂きたいと思えます。

なお、繰り返しになりますが、行政区域を5地域でやっていきたいという提案もあります。いかがでしょうか。

#### ○寺沢委員

教育保育提供区域の設定で、大船や深沢などの地域を考えていますというお話でしたが、地図的にこの地域が深沢で、この地域が大船であるという分け方みたいな、目で見て解るものは載ってないですか。例えば、大船地域と鎌倉地域ではサイズが違うということが見て解るものが見当たらなかったんですけれども、そういうものをご用意していただけたら、手薄

になる地域などが解りやすいのではないかと思います。

○松原会長

委員からのご要望ですので、次回、できれば区域割りと未就学児童の現状の数値や世帯数などがあるといいですね。

○寺沢委員

いろいろな子育てに関わる子育て支援センターや保育園の場所なども入れておいていただけると、見て解るので、ぜひお願いします。結構、市民の皆様から、車で行かなければならない地域のお子さんの親御さんもいらっしゃるので、駐車場がないかなども、目で見て解りたいなと思います。

○松原会長

事務局の方でA5版の冊子（かまくら子育てナビきらきら）をめくっていらっしゃいますが、どこかに出ていますか。

○事務局

32ページをお開き頂きますと、かなり簡略化されたマップなので5地域の線は入っていないんですけども、保育園と幼稚園を載せております。あと、地域ごとのマップもあり、10ページが鎌倉地域、14ページが腰越地域、16ページが深沢地域、18ページが大船地域、22ページが玉縄地域と、今回の資料でお示りする資料ではないんですけども、この辺なんかもご参照頂ければと思います。

○松原会長

これの地域ごとではなく、全市版が欲しいということですよ。

○寺沢委員

行政側が考える線引きがどこなのかということを知りたいので、どことどこが境なのかということが解った方がいいかなと思います。

○事務局

それでは、次回までに全市的なもので、区域に線が入っているものをご用意します。

○寺沢委員

よろしくお願いします。

○松原会長

他にいかがでしょうか。

○富田英雄委員

資料8の8ページに「3年目に待機児がなくなる」とこの図では書いてありますが、本当

に待機児がなくなっているのでしょうか。なぜかと申しますと、先日、横浜市長が大差で再選されましたけども、多くの方が票を入れたのは待機児に対する政策についてOKを出したのだと思うのですけれど、テレビに市長が出演して話していた内容によると、「横浜市の子育て支援については、有資格者が一人いれば、あとはアルバイトでもパートでもなんでもいい」という大変乱暴な発言をしていました。そして、北海道から沖縄までの保育士や保育士の卵を徹底的に横浜に集めるという姿勢でした。

鎌倉市の保育園の場合には、公私立を問わず、なんとかして待機児をなくそうという努力をずいぶん前からやっているんですけども、受け入れ側としては受け入れる余地があっても、保育士がいない。保育士の定数が不足していると、待機児を入れたくても入れられない。そういうことがあって、大学や専門学校では、保育士の応募者が定員割れを生じている段階で、今後は保育士をどの程度集められるのか。国は潜在保育士、子育てが終わった保育士を掘り起こせと言っていますけれども、この人たちが希望する就労時間というのは午前11時から午後1時までなので、子どもに一番手のかかる時間帯には、その人たちは勤務が終わってしまっている。そういう風な状況を考えると、ますます保育士になる年齢の人が減ってくる段階で、果たしてこの通り行くのかどうか、大変私たちは心配しているんです。その辺はどうなのでしょう。

○松原会長

通常保育の児童数が計画で示されていて、その点では解消するよう努めていらっしゃるの  
は解るけれども、そもそも保育士の確保とか養成はどうなのかというご質問ですが、いかが  
ですか。

○保育課長

当然、ニーズ調査を行いまして、保育の必要量をこれから出していくということになりま  
すけれども、基本的にそれを解消するためには、どれくらいの保育の枠が必要かというところ  
に合わせて、計画が作られていくということになると思います。その中で、現在計画を作  
っても整備を進めるにあたっては保育士の確保が大前提でないと達成ができないでしょう  
と、そういうお話だと思います。保育士の確保については、現時点においても、かなり施設  
整備が進んでいる中では、保育園の中においても非常にご苦労されているという声を日常的  
に耳にするところでございますので、確保の方法についても、保育士の雇用に対する助成制  
度を国の方でどのように考えていくのか、その辺の雇用の在り方についても、今後国の方  
でもある程度方向性を示されてくるのではないかと想定したところでございます。いずれにしま  
しても、必要量、保育所の定員の増加に合わせた保育士の確保の方策、それについても検  
討していく必要があると認識しているところでございます。

○松原会長

他にいかがですか。どうぞ。

○堀田委員

新制度になってからの制度の確認ですけれども、資料6の4ページに、保育標準時間短時

間とありますが、今の保育所の施設だと施設の入所条件が週何時間と決まっていると思うのですけれども、それが短時間保育になると変わってくるのですか。それがまた条件が緩和されるということになるのですか。それが一つの質問です。もう一つは、資料8の8ページの人数の表ですけれども、地域型保育事業はおそらくパートタイムとかなり連携していると思うのですけれども、結構今周りを見てみると、潜在的な待機児童といわれる方々、働きたいと思っているけれども諸事情で働いていないという方が結構多いと思うので、地域型保育事業を充実させたいと、お母さんたちが働くのが軌道に乗ると、この上の認定に行くという流れもあるように思うので、もう少し関連性や、ニーズを把握する必要があるのではないかと考えます。

#### ○保育課長

これからニーズ調査の中で、長時間保育・短時間保育の必要量が出てくると思います。今後、保育所入所決定するにあたっての審査に影響してくるでしょうということだと思っておりますが、現時点でどこの市町村も、待機児童を抱えている市町村については、受け入れの枠がなかなか確保できていない状況でございますので、その中でさらに短時間保育をどうやって受け入れていくかと、それについても、施設整備の在り方については、十分議論していく必要があると思っております。その辺についての入所のあり方については、国の方の考え方が示された中で、今後あり方については、ご意見を聞いていきたいと思っております。待機児童は今年の4月1日現在では27人いますけれども、それ以外の潜在的待機児童はさらに上回る100人規模の待機が、保育園に入れれば仕事をしたいというような、待機児童にカウントされない潜在的な待機児童の方も多くいるということは、認識しているところでございます。その部分も含めたニーズ調査ということにもなってくるのではないかと考えていますので、全体の量の考え方については今後ご意見を伺いながら、定めていきたいと考えております。

#### ○松原会長

よろしいですか。最後のテーマであるニーズ調査のところには話が行き始めていると思うので、先に進んでよろしいですか。

はい、どうぞ。

#### ○福田委員

私もこの保育所を始めて4年目になります。保育課などに色々相談に乗っていただくことが多いのですが、今のこの大事な会議でもそうですが、「国の政策を待って」というフレーズが多すぎるかなと感じます。待ってばかりでは駄目だなと思うからこそ、こうした会議があると思っておりますので、フレーズが多いとだんだん首をかしげることが増えるのではないかと懸念しています。

それと、次第の8番で説明していただいたのですが、資料6の4ページに「教育のみが必要とされる1号認定児」もしくは「2号認定児」など、そのフレーズがたいへん引っかかりました。気になりました。「教育のみが必要とされる」とか「保育が必要とされる」、それは「親が」ということだと思っておりますが、そこに関して、もう一度かみくだいて説明していた

だけないかなと思っています。

○松原会長

一点目は、もう少し鎌倉市として独自に動いてもいいのではないかというご意見なので、事務局で受け止めて頂きたいと思います。

また、二点目についてですね。実はこれは国による表現ですが、この言い方はどうかと思いますね。鎌倉市として理解している範囲で、この国の考え方についてご説明いただけますか。

○事務局

まず、資料6の4ページにある「教育のみが必要とされる一号認定児」という表現ですが、これはご両親ともに就労や病気というような事情がなくて、ただ幼稚園等施設に通わせて教育を受けさせたいと、3歳以上のお子さんについてですが、そういう方でございます。二号と三号の違いは何かと申しますと、年齢でございます。二号は3歳以上のお子さんで、保護者の就労等の理由で短時間なり長時間なり施設での保育が必要だという方でございます。三号は同様な3歳未満のお子さんで、やはり同じように保護者の就労等により施設での保育が必要である場合を指しています。もちろん家庭での保育についてはおさんは全員必要でございますので、「『施設での』保育が必要な」という言葉を補ってあげるともうちょっと解りやすいかなと考えております。

○松原会長

私も個人的にはいろいろと、こんなにすっぱりと分けていいのかなど、意見があるんですが、実際一番大切なのは、鎌倉市でどういう受け入れ態勢を作っていけるかということが大きいかなと考えています。

○福田委員

ありがとうございます。今後、この会議だけでなく、こうした説明を一般の方に行っていく必要がある時が必ず来ると思うんですが、その時にこの「一号」、「二号」、「三号」とわが子と呼ばれるお母さんの気持ち、こういう話には加わったことが無くて、こういう言葉が使われることに違和感を持つ保護者の方が多くいらっしゃるんじゃないかなということ踏まえたうえで、説明を加えてあげればいいのかと思いました。

○松原会長

全く私もその通りだと思います。

○富田英雄委員

この書き方が気になったり、おかしいと思ったりする人が多いのですけれども、もともとは幼稚園教育要領に、幼稚園は教育機関である、4時間教育する、と書いてあるから、それでこうなっているのではないかと私は理解しているのですが。

○松原会長

ありがとうございます。

## 次第10 ニーズ調査について

### ○松原会長

それでは、次第10「ニーズ調査について」です。

### ○事務局

資料9をご覧ください。先ほど計画策定にあたっては、需要の調査・把握をする必要があるということについて説明させていただきましたが、この手法がニーズ調査になります。

資料9は、調査票のイメージとなります。市町村は、国が示す調査票のイメージを活用してニーズ調査を行います。国が示す調査項目については、基本的に変更することはできないため、今回お示しする内容は、国の調査項目の文言を鎌倉市用に変更したものととなります。

20ページをご覧ください。先ほどもご説明したとおり、国の調査項目は基本的に変更できませんが、市町村独自の設問を設けることが可能なため、問32～34の3問追加したいと考えております。追加する3問についてご説明いたします。

鎌倉市次世代育成きらきらプラン後期計画86ページをお開きください。このページには、きらきらプラン後期計画の評価項目について記載しています。(1)の計画全体の目標をご覧ください。3つの項目があり、上から1つ目と2つ目については、後期計画策定時、今回と同じようにニーズ調査を行った際に設定していた項目になります。後期計画策定時の平成20年度には、「子育てをしている生活に対する満足度」が「満足」「どちらかといえば満足」と答えた方が73.4%、「子どもを産み育てること」に対し社会が評価していると感じるか」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた方が16.6%いらっしゃいました。3つ目の項目については、同じく平成20年度に、こちらは市民意識調査で、「市の子育て支援策（子育て相談支援、保育園整備、小児医療助成費など）が充実していると感じるか」という設問に対し、「とてもそう思う」「少しそう思う」と答えた方が16.8%いらっしゃいました。

これらの項目については、計画最終年度までに「拡充」させることを目標としています。今回実施するニーズ調査に、再度同じ項目を設定しご回答をいただくことで、きらきらプランの計画全体の評価ができるため、この3つの項目を、鎌倉市独自の調査項目として追加したいと考えております。また、だいぶ先のこととなりますが、さらに5年後も同じ項目で調査を行えば、子育てをする人の満足度などの変化が、より見えてくるのではないかと思います。この3つの項目以外は国が示すものと同じですが、国が示している項目がすでに32項目あり、これに鎌倉市で追加する3項目を入れると、合わせて35項目となります。委員の皆様におかれましては、事前に資料を配布した際に内容をご覧いただいているかと思いますが、本日この項目についてご審議いただき、内容を決定させていただければと思います。

次に、資料13をご覧ください。ニーズ調査のサンプル数についてです。まず、調査区分についてご説明します。調査対象の区分については、2点で整理することが求められていま

す。1点目は教育・保育提供区域で、これは先ほど次第9でご説明した、5地域（鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄）になります。2点目は対象児童の年齢別区分です。これについては、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分となります。この2つを掛け合わせた数が区分の数となるため、鎌倉市では5地域×3区分の、合わせて15区分で調査を実施します。それぞれの地域における、区分ごとの8月1日現在の子ども数の母集団に対し、統計的な計算方法を用いて有効回答数を求め、さらに回収率69%を見込んでサンプル数を算出しています。区分ごとの回収率69%を見込んだサンプル数については、表のとおりです。統計学的には、多い人数より、少ない人数に対して調査を実施する方が割合的には多くの方に調査を行うこととなります。回収率の69%については、後期計画策定時のニーズ調査において、就学前児童の世帯に行った調査の回収率が69.3%だったため根拠としています。サンプル数の合計は、4,493となりますが、調査できる予算が4,200のため、それぞれのサンプル数に、 $4,200/4,493$ をかけて、按分し、区分ごとの最終的なサンプル数を算出しました。これは、当初、量の見込みを設定する年齢区分については0-2歳と3-5歳の2区分として国は説明を行っていたため、鎌倉市ではそれに応じてニーズ調査を行うこととしてサンプル数を算出し、4,200世帯分の予算を確保していたところですが、国の子ども子育て会議にて0歳児は配置基準、施設基準が手厚いことから区分が必要では、との意見があり、7月5日に実施された第4回子ども・子育て会議にて、この区分が0歳、1－2歳、3－5歳の3区分になったことから、鎌倉市でもこれに対応して3区分に設定しなおしたため、ここに差がでたものです。

なお、国が示した3区分については、あくまで量の見込みを設定する年齢区分であるため、ニーズ調査までこの区分で実施することを求められているものではありませんが、鎌倉市としても国の子ども・子育て会議の意向に沿い、0歳児のニーズを、より厳密に調査する必要があると判断し、ニーズ調査も3区分で行いたいと考えております。

抽出については、区分に住む子どもの世帯を無作為抽出し、同じ世帯で2人以上の子どもが抽出された場合は、どちらか一方のみを採用します。調査の時期については、本日の子ども・子育て会議でご審議いただいたのち、10月初旬に発送したいと考えております。12月中に県へ単純集計結果の報告を行う必要があるため、早めに作業を進めたいと考えております。

以上です。

#### ○松原会長

全国的に統一して行う調査項目が国の方で定められていますので、その部分の変更はできませんから、今日は、鎌倉市が付け加えた独自の3項目についてご意見を伺い、あとは、サンプル数についてのご意見を伺って、結果を報告しなければいけない時期がありますので、この会議をもってニーズ調査の項目を決定してまいりたいと思います。

2点、独自項目とサンプル数についてのご意見を伺います。いかがでしょう。

#### ○阪口委員

私は小学生2人の母親でありまして、保育室と子ども会館のスタッフとして子どもたちと

関わっています。いろいろな子どもたちを見てきて、このニーズ調査を5歳までというのがとても疑問に思います。というのは、実は本当にお母さんたちが困るのは子どもが小学校に入ってから、預け先がない、一人1年生の子どもを残しては働きに行けない、先ほど保育士が不足しているという問題も、資格を持っているお母さんはたくさんいますが、自分の子どもをほかに置いて働きに行けませんという実態がものすごくあります。もっとニーズ調査の幅を広げて、小学生のお母さんの実態も把握する必要があるのではないかと強く思います。国の方針は、5歳までの調査ということなんでしょうが、ここはもう少し調査の幅を広げて多くのお母さんの意見を、生の意見を聞きたいと思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

○事務局

今、就学児童の調査についてご意見を頂きました。私どもも同じように考えておりまして、本日は調査項目をお示しできておりませんが、小学校の学童保育に関する部分については、市内の学校にご協力を頂いて、学校を通じて小学生のお子さんを持つご家庭への調査の実施を検討しているところでございます。短時間の中でこちらを進めていかなければなりませんので、国の方で何も案がないものですから、今日までは資料をお出しできなかったのですけれども、早急に調査の内容を確認させて頂いて、実施したいと考えています。

○松原会長

これから小学校6年まで学童保育を伸ばすということですので、小学校6年までの保護者を想定することになるかと思えます。

他にいかがでしょう。

○堀田委員

調査票についての意見なのですが、問32～35の回答欄はマルをつけるだけのものになっていますけれども、その理由を記載する欄を設けてはいかがかと思えます。

また、ニーズ調査の方法が郵送ですけれども、一番最初に説明して頂いた市役所の印のある資料にも記載されていますけれども、「市民意見を反映させる」という記載があることあるので、意見交換会のような生の声を聞く場所を多く設けたほうが良いと思えます。

○松原会長

ありがとうございます。

では、後半の方から、事務局どうぞ。

○事務局

きらきらプランの後期計画を作成した時にもお話をいただいたのですが、今後ニーズ調査を行いまして、来年度実際に計画を策定する際には、地域別に市民の皆さんにご意見を伺う地域別の懇談会や色々な関係者の方の団体別の懇談会を考えておりまして、そこで意見を頂きながら計画自体を策定していこうと考えております。最終的にはパブリックコメントも含めまして計画策定を進めていく方向でございます。

○松原会長

前半の方はいかがですか。理由を書いてもらったらどうかという。

○事務局

これも、調査表のレイアウトを検討させて頂いて、ボリュームが増えないような形で入れられるよう、検討させていただきたいと思います。

○松原会長

他にはよろしいでしょうか。

そうしますと、これら3つを加えて鎌倉市の調査とするということでこの会議で決定させていただくということになります。ありがとうございました。標本抽出についてもこれで同意をしたということで理解させていただきます。

## 次第11 今後のスケジュールについて

○松原会長

ひきつづき、「今後のスケジュールについて」ということでご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

資料10をご覧ください。「子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュール（案）」について説明いたします。先ほどご説明いたしました、ニーズ調査の発送から回収までを10月ごろに予定しています。ニーズ調査結果の速報値は12月ごろ開催予定の、第2回目の鎌倉市子ども・子育て会議で委員の皆様にご報告する予定です。その後、調査結果を集計・分析し、「量の見込み」を算出します。算出しました「量の見込み」については、3月に開催予定の第3回鎌倉市子ども・子育て会議で委員の皆様にご報告したあと、平成25年度中に県に報告します。

平成26年度に入りまして、地域型保育施設認可・確認基準、運営基準、保育の必要性の認定基準、地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ事業等）基準等、6月議会において条例制定が必要な案件等です。これについて、4月の平成26年度第1回子ども・子育て会議でお諮りしたいと考えています。その後、子ども・子育て支援事業計画の骨子案を作成し、7月ごろ開催の第2回子ども・子育て会議で報告いたします。なお、この会議では、きらきらプラン後期計画の平成25年度推進状況報告書についても、報告いたします。

その後、8月から9月ごろ市民・団体別懇談会を実施し、事業計画の素案の内容と、パブリックコメントについて第3回子ども・子育て会議でお諮りした後、11月ごろパブリックコメントを実施し、12月ごろその結果等を第4回子ども・子育て会議で報告いたします。そして、2月ごろ第5回子ども・子育て会議に諮り、最終的に事業計画を確定させ、平成27年度から新たな制度がスタートすることとなります。

そして、本日第1回目ということで、皆様にご意見をお伺いしますが、今まで、次世代育成支援対策協議会は、全て平日の日中に開催していました。しかし、平日の夜間や、土日の開催のほうが都合がよい、などご意見がございましたら、開催日時等について検討させてい

ただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松原会長

再来年までの話ですが、しかし、大切な事業計画作成ですから、最終まで見据えてスケジュールを決めなければいけません。このスケジュールでやっていくということよろしいですか。

○福田委員

せめて時間を午後にして頂けたらなと、保育所で働く者として、思いました。

○松原会長

他の方はいかがですか。たとえば、平日と土曜や夜間とを組み合わせるなどいろいろなやり方がありますし、他にはいかがですか。

○寺沢委員

市民委員のものなんですけれども、選考結果をいただいた際に、会議の時間が午前10時から12時ということで、子どもを預けられることを前提にお受けできると思ったので、午後の時間帯になると参加が難しくなります。土日になりましたら、夫も見てもらえますので参加は可能です。夜間も不可能になってしまいます。すみません。

○松原会長

午後は保育を準備していても無理ということですね。

○寺沢委員

そうですね。

○福田委員

私が調整します。

○松原会長

はい、ありがとうございます。福田委員どうぞ。

○富田英雄委員

仕事の都合上、土日は外して頂きたいと思います。

○松原会長

他の委員の方はいかがですか。それでは平日の午前中にさせていただきます。

## ●その他（次第11）

○松原会長

それでは、「その他」ということで、先ほど委員の方からも発言がありましたが、提案書というものが出ておまして、2点確認させていただいたこと他に、新制度の理解を深めるということについては、福田委員からもご指摘がありましたように、わかりやすいようにきちんと説明する機会を設けて頂きたいと思います。

それから、市民意見を反映させることが必要だというご意見もあって、これは地区別・団体別の懇談会をするというお答えができると思います。ニーズ調査については、地区別・団体別懇談会を開くということで同様にお答えできるのではないかと思います。

私から事務局へのお願いとして、当日傍聴席からの意見を頂かないようにしましたが、幅広いご意見を頂くということであれば、ご提案やご意見があれば、今後も事務局を通じてこの会議にぜひ提供していただきたいと思ひますし、何らかの形でご意見等があれば事務局の方に寄せてほしいという広報をお願いしたと思ひます。

その他、事務局からあればお願いしします。

#### ○事務局

それでは、3点ご連絡があります。

まず、本日の会議の記録は、後日委員の皆様にお送りし、ご確認頂いた後、ホームページで公開しします。

次に、事前にお送りしました「口座振込依頼書」もしくは「旅費の受領に関する申出書」をお持ちの方は、お帰りの際、事務局までご提出ください。

最後に、傍聴者の方へご連絡いたします。本日お配りした資料はお持ち帰りいただけますが、「次世代育成きらきらプラン後期計画」は閲覧用となりますので、最後に事務局までお返しください。

#### ○松原会長

それでは、12時少し前になりますが、議事次第すべて終えておりますので、会を閉じたいと思ひます。事務局の方にお返しいたします。

#### ○事務局

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。以上をもちまして、平成25年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。